

第8回医療放射線安全管理に関する検討会

日時： 平成11年5月7日（金）14：30～17：00

場所： 合同庁舎5号館 共用第6会議室

議 事 次 第

- 1) 開会
- 2) 議事
 - (1) 配布資料確認
 - (2) 第7回「医療放射線安全管理に関する検討会」議事要旨(案)について
 - (3) 診療用放射線照射装置の防護に係る医療法施行規則改正(案)について
 - (4) 診療用高エネルギー発生装置（移動型リニアック装置）の手術室での使用について
 - (5) 移動用 CT 装置の手術室での使用について
 - (6) 医療放射線安全管理に関する検討会の今後のあり方について
- 3) その他
- 4) 閉会

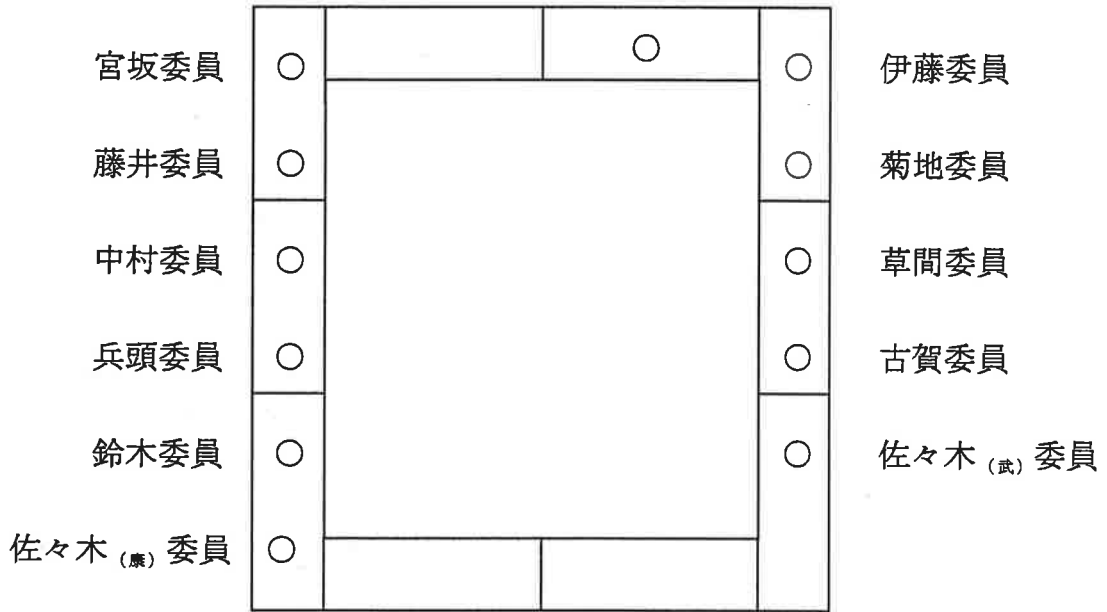
第8回医療放射線安全管理に関する検討会座席表

平成11年5月7日

14:30~17:00

合同庁舎5号館共用第6会議室

座長席



安倍安全対策課長 事務局



オブザーバー

資料一覧

資料1 第7回「医療放射線安全管理に関する検討会」議事要旨(案)

資料2 診療用放射線照射装置の防護に係る医療法施行規則改正(案)

資料3 診療用高エネルギー発生装置(移動型リニアック装置)の手術室での使用について

参考資料1 術中照射の有効性について

参考資料2 装置外観図 / 手術室の防護条件について

参考資料3 放射線診療従事者の推定被ばく線量について

資料4 移動用CT装置の手術室での使用について

参考資料4 装置外観

参考資料5 手術室の防護条件について

参考資料6 放射線診療従事者への年間推定被ばく線量

資料5 本検討会の今後の検討予定について(案)

第 7 回「医療放射線安全管理に関する検討会」議事要旨（案）

1 日時及び場所

日時：平成 11 年 3 月 29 日（金）14:00～15:40

場所：厚生省別館 8 階 共用第 23 会議室

2 出席委員（五十音順）

伊藤委員、菊地委員、草間委員、古賀委員、佐々木（武）委員、佐々木（康）委員
鈴木委員、兵頭委員、中村委員、濱田委員、藤井委員、宮坂委員

3 議事経過

1) 開会

2) 配付資料確認

3) 第 6 回検討会議事要旨確認

4) 検討事項

透視装置の焦点皮膚間距離について

新しい医療技術への対応について

ICRP 1990 年勧告の取り込みについて

規制緩和の推進について

その他

5) 閉会

4 議題の討議内容

1) 第 6 回検討会議事要旨確認

了承された。

2) 透視装置の焦点皮膚間距離について

医療法施行規則第 30 条第二項第二号について、「透視時のエックス線管焦点皮膚間距離を 40 センチメートル以上にする構造とするか、規定値未満のエックス線管焦点皮膚間距離での透視エックス線照射をインターロックする機構を備えること。ただし、手術中に使用するエックス線装置のエックス線管焦点皮膚間距離については 20 センチメートル以上とすること。」との内容で、了承された。

3) 新しい医療技術への対応について

- 佐々木康人委員を班長とする「新しい医療技術の取り込みに関する作業班」の成果としての、「取り込み方針（案）」が提示された。

- この「取り込み方針」に従って、今後医療法施行規則の改正等を視野に入れた事務的な作業を進めていくこととされた。
- その他、術中照射用の移動型リニアック（診療用高エネルギー発生装置）の使用については、放射線障害防止法と医療法との関係を含め、引き続き本検討会にて検討していくべき課題であるとされた。

4) ICRP 1990年勧告の取り込みについて ICRP1990年勧告の

- 濱田座長を班長とする「新しい医療技術の取り込みに関する作業班」の成果としての、「取り込み方針（案）」が提示された。
- 女性の職業被ばくの線量限度について、「腹部表面の等価線量限度」の「表面」とは「空気」であるのか「組織」であるのかわかりにくい。「組織」であることが明確になるような表現であることが望ましい。
- 個人線量の記録については、医療法施行規則上に新たに規定することはしないが、通知等で何らかの対応をする必要がある。
- 作業場所、管理区域の設定等については、今後、運用の時点で現実的なパラメータの設定を行っていくべきであるとされた。
- 放射線障害予防規定については、今後、記載すべき内容等について吟味すべきである。

5) 規制緩和の推進について

- 放射線障害防止法との規制の一元化を考えていく上で、今回の「3.7GBq」という線引きについては、第一歩としてまず一元化を行う範囲としての位置づけである。従って、将来的には、Ci単位にとられない線引きの仕方等もあり得る。
- 一元化にあたって、「放射線障害防止法と同等の安全性を医療法で担保する」ために、医療法施行規則上どのように対応して行くべきか、今後検討を続けることとされた。
- 「規制緩和」という言葉が、ルーズな管理を容認しているものと誤解されることのないよう、十分に周知徹底していくべきである。
- 医療法施行規則に規定されている、翌年において使用を予定している RI の届出についても、一元化の問題と関連して、見直す方向で今後とも検討していくこととされた。

6) その他

- 平成~~10~~¹¹年3月23日付で発出された医薬安全局安全対策課長、監視指導課長連名通知「診療用放射線の安全管理の徹底について」に関して事務局から説明がなされた。

- 診療用放射線の安全管理のための医療機関内の管理組織にあり方については、一元化の問題と関連して、今後とも検討していくこととされた。
- 事務局から、次回の第8回の検討会の日程（5月7日の14時30分から17時までの予定）について説明された。